

建設長崎 大運動会 中止のお知らせ

今年はコロナウイルス感染拡大防止のため中止することとなりました。

建設長崎

September
No.663
2020年 9 月15日
1部20円 組合員の購読料は組合費に含ます
印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 <http://www.kensetunagasaki.org/> 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹



▲県央振興局会議室 要望の説明をする田上委員長

県央振興局長要請

最低制限価格の更なる引き上げと
地元中小建設業者への発注を

八月二十日(木)午前十時から、県央振興局長に対し、「中小建設業者・職人の仕事と暮らしの改善」として要望書を提出しました。

県央振興局から山下局長他三名、組合・協会から田上委員長、北村会長他八名が出席。
最初に局長室において、北村会長から山下局長へ要望の説明をする田上委員長

①工事発注については、「年間を通じた工事量の安定、分離分割方式での発注、施工時期の平準化など一定の予算を確保して計画

中小建設業者・職人の仕事と暮らしの改善のため 住宅リフォーム助成の拡充！ 適正な単価と工期の発注で健全な建設産業へ！

的に発注を行っていきたくて考えており、今年度も例年並みの発注を予定している。また、可能な限り分離発注を実施しており、工事の平準化、適正な工期設定についても品確法にあるようにしっかりと対応していきたい」

③住宅リフォーム助成では、人口減少や少子化対策のために積極的に活用がされるよう本庁へ伝えていきたい」と回答いただきました。

諫早市長要請

市発注の施工時期の平準化や
リフォーム助成制度の予算拡充を

県央振興局長要請に引き続き、午前十一時から、場所を諫早市役所に移し「中小建設業者・職人の仕事と暮らしの改善」について要望書を提出しました。

市側からは宮本市長他五名、組合・協会からは田上委員長、北村会長他四名が出席。
最初に北村会長から宮本市長へ要請書を手渡したのち、田上委員長が要請書の趣旨を説明。

宮本市長はあいさつの中で「人口減少時代というところもあり、市政をどのよう

【要請事項】

- 中小建設事業者への工事発注に関する要請
- 公共工事設計労務単価に見合う賃金の支払いに関する要請
- 工事発注における適正単価の設定に関する要請
- 住宅リフォーム事業助成の要請



▲諫早市市長応接室 北村会長より要請書を手渡す

諫早市では、製造業が盛んというところもあり、農業も含め支援措置を行っている。意外と建設関係の方も支援の対象になっている方も多くなっている。

また、今回のコロナに関する経済対策においても、諫早市は全業種を対象としている。通常は飲食店とか観光に関わる支援が多いが、

令和2年度 組織拡大の取り組み

年間拡大目標四〇〇名

建設長崎第七五回定期大会で、年間の拡大目標を四〇〇名に設定取り組むことが決定されました。

五年連続純増

令和元年度は、加入者数が四二九名、脱退者が三八九名となり、四十名の純増となりました。平成二十七年から五年連続で増勢を続けています。

前期拡大目標設定

前期期間を六月から十一月までの六か月間とし、二〇〇名の目標を設定しました。支部の拡大目標もそれぞれ設定していますので、取り組みをお願いします。

「数は力」仲間の数が増えれば影響力も増し、長建国保や共済など、組合の運動や事業も充実・発展します。

コロナ禍での活動には沢山の制限が掛かってきましたが、組合員・主婦の皆様、現場等での「ひと声運動」など、新生活様式に合わせた取り組みで、未加入仲間の紹介をお願いいたします。

各支部【前期】拡大目標 (名)			
支部名	目標	支部名	目標
中央	13	島原	16
大浦	9	佐世保中央	14
市南	10	佐世保東	17
東長崎	12	佐世保北	12
浦上西	18	北松	10
浦上東	9	平戸	7
西彼	16	五島	2
諫早	21	合計	200
大村	14		

ためにもお願いしたい」と述べています。また、田上執行委員長も「若



開催日 九月一日(火)
参加者 二十一名
支部長 北村 五男
副支部長 古里 一紀
書記長 古井 宏樹
〃 寺田 郁実
〃 富副 辰則
〃 島田 時治

大浦支部

開催日 九月九日(水)
参加者 二十九名
支部長 本多 常秋
副支部長 馬渡 鉄洋
書記長 山口 龍志
〃 福田 修
〃 西村 忠光
〃 中島 茂貴
〃 古井 宏樹



中央支部

建設長崎第七十五回定期大会を受け、八月二十一日の大村支部大会を皮切りに各支部大会が行なわれました。今年はコロナウィルス感染拡大予防対策の為各支部とも開催規模を縮小し、時間短縮での開催。また西彼支部、島原支部、佐世保東支部、北松支部の四支部は書面決議による大会となりました。各支部、令和元年度の経過報告・決算報告及び新年度の運動方針、予算の提案、新役員の決定が行われ、新年度体制がスタートしました。

各支部大会開催



開催日 九月三日(木)
参加者 三十二名
支部長 里 澄宏
副支部長 山村 篤司
書記長 尾上 正範
〃 本村 美喜男
〃 本田 勇
〃 徳永 輝斗

東長崎支部

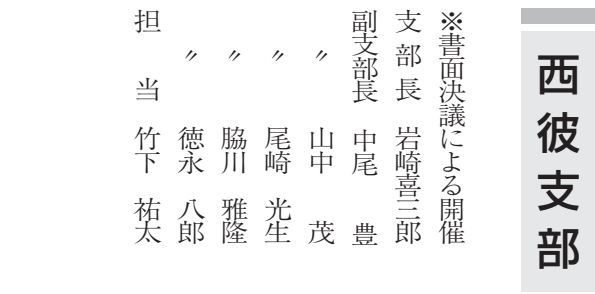
開催日 九月八日(火)
参加者 二十一名
支部長 小宮 清治
副支部長 山下 洋二
書記長 小泉 雄義
〃 中島 善明
〃 山崎 昌晴
〃 一ノ瀬 崇
〃 江頭 孝一



市南支部

開催日 九月四日(金)
参加者 四十四名
支部長 佐藤 昭彦
副支部長 村岡 広明
書記長 下川 孝貴
〃 平出 壽夫
〃 木下 広次
〃 山形 信
〃 吉村 大介
〃 大賀 修司

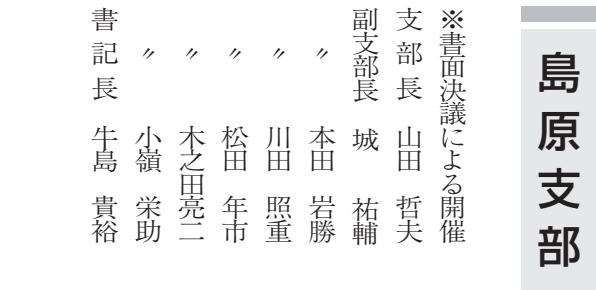
浦上西支部



※書面決議による開催
支部長 岩崎喜三郎
副支部長 中尾 豊
書記長 山中 茂
〃 尾崎 光生
〃 脇川 雅隆
〃 徳永 八郎
〃 竹下 祐太

西彼支部

開催日 九月二日(水)
参加者 二十三名
支部長 田崎 順一
副支部長 野口 耕平
書記長 森 政一
〃 松田 隆人
〃 若杉 孝雄



浦上東支部

開催日 八月二十八日(金)
参加者 四十名
支部長 中村 太司
副支部長 後田 博幸
書記長 山崎 貞博
〃 林 崇
〃 藤原 保弘
〃 村上 昌也
〃 松園 俊輔

諫早支部



開催日 八月二十一日(金)
参加者 二十五名
支部長 中尾 政男
副支部長 一瀬 純男
書記長 川田 洋一
〃 金永 誠
〃 伊藤 光廣
〃 高取 征治
〃 山本 祐一郎

大村支部

※書面決議による開催
支部長 茅原喜志男
副支部長 長島 則行
書記長 小谷 守
〃 迎 稔
〃 大庭 真八
〃 鴨川 浩樹
〃 大庭 央大

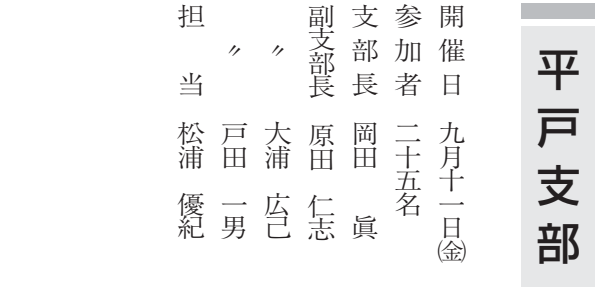


佐世保東支部



佐世保中央支部

開催日 八月三十一日(月)
参加者 二十五名
支部長 宮野 喜吉
副支部長 本田 英樹
書記長 大島 吉博
〃 松本 浩治
〃 池田 剛

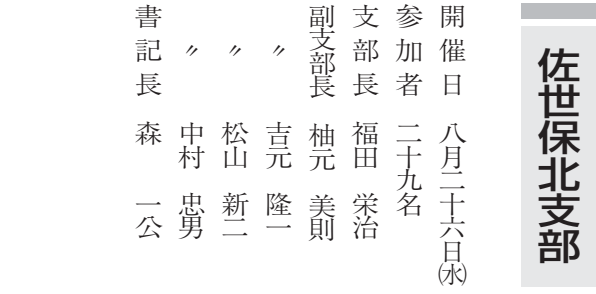


※書面決議による開催
支部長 須藤 輝久
副支部長 近藤 力也
書記長 坂中 善男
〃 萩原 正清
〃 田中 祐二
〃 松浦 優紀

北松支部

開催日 九月十一日(金)
参加者 二十五名
支部長 岡田 眞
副支部長 原田 仁志
書記長 大浦 広己
〃 戸田 一男
〃 松浦 優紀

平戸支部



佐世保北支部





▲慰霊の言葉を述べる田上委員長

最後に、参列者一人一人が白菊の献花を行い原爆で亡くなられた方々の御霊に祈りを捧げ、冥福を祈りました。

八月八日、建設労働者・職人原爆殉難者慰霊祭が長崎市原爆公園内の「不戦平和の塔」前で執り行われました。

本年の開催は全国各地、また長崎県内でもコロナウイルス感染者が増加していることを受け、感染予防対策、参加者の制限をして開催となりました。

原爆が投下された午前十一時〇二分に、参列者全員で原爆犠牲者に対して黙祷を捧げた後、全建総連の勝野書記長、広島建労の岩田執行委員長、建設長崎の田上執行委員長がそれぞれ献花を行いました。

続いて、長崎県下十五支部と全国各地より集められた名水を献水。三十六県連組合より平和の祈りを込めて折られた鶴、九九、五九〇羽の献納が、参加者を代表して建設長崎主婦会の手によって行われました。

慰霊の言葉では、全建総連の勝野書記長は「核兵器による唯一の戦争被爆国として、平和な社会を築くため、平和憲法を守り、核兵器廃絶への運動を進めていきます」と述べられ、続いて建設長崎の田上執行委員長は「原爆投下から七十五年たった今も多くの方が放射能の後遺症に苦しんでいます。私たちは『人類と核は共存できない』ことを訴え、核兵器廃絶と恒久平和の実現を目指します」とそれぞれ平和へのメッセージを述べました。

コロナ禍の中、原爆犠牲者へ祈りを捧げ、全国からの折鶴を献納

被爆七十五年 原爆殉難者慰霊祭

反戦・世界恒久平和 核兵器廃絶の実現を願う



▲36県連組合より届けられた折鶴 99,590羽

作業主任者技能講習のご案内

① 足場の組立て等作業主任者講習会

地区	日 程	会 場	受 講 料
長崎地区	令和 2 年10月24日(土)～25日(日) 午前 9 時00分～午後 5 時00分 (受付開始：午前 8 時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	8,000円 (組合員には2,000円の 助成あり)

【受験資格】 満21歳以上で、足場作業に3年以上従事した経験を有する者
足場作業の実務経験の要件は『3年以上』となっていますが、今後は『足場の組立て等特別教育を受講後3年以上』になってくることが予想されます。特別教育を受講されていない方は早いうちに受講いただきますようお願いいたします。

② 木造建築物の組立て等作業主任者講習会

地区	日 程	会 場	受 講 料
長崎地区	令和 2 年11月14日(土)～15日(日) 午前 9 時00分～午後 5 時00分 (受付開始：午前 8 時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	8,000円 (組合員には2,000円の 助成あり)

【受験資格】 満21歳以上で、木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根若しくは外壁下地の取り付け作業に3年以上従事した経験を有する者

【定 員】 36名 (なお、受講者が15名未満の場合は中止する場合があります)
【受付方法】 支部にて随時受付。①受講申請書 (実務経験欄の証明が必要) ②証明写真 2 枚 (縦3.0cm×横2.4cm) ③運転免許証など本人確認ができる証明書の写 ④受講料を持参し、各支部事務所に提出。学院発行の作業主任者手帳を所持している場合は、提出をお願いします。

※注意！『個人事業主や一人親方の実務経験の証明について』
個人事業主や一人親方層の実務経験の証明については、自己証明の場合第三者の証明が2名分必要になります。

講習会はコロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら実施します。今後の感染状況を注視しながら、国・自治体の対処方針に従い対応 (開催の有無) していきます。

【問い合わせ先】 長崎労働局登録教育機関
長崎県建設技術専門学院本部 (TEL095-861-9261)
登録 No. 025- 1 (足場)、No. 025- 3 (木建) - 有効2024年12月 -

家賃支援給付金に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

- ① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※
- ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ② 5月～12月の売上高について、
・1カ月で前年同月比▲50%以上または、
・連続する3カ月の合計で前年同期比▲30%以上減少
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている事業者

給付額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

算定方法

申請時の直近1カ月における**支払賃料（月額）**に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料(月額)	給付額 (月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円 (月額) が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円 (月額) が上限

申請方法

- ・「家賃支援給付金」ホームページにアクセス
- ・手続き用ログインIDとパスワードを登録
- ・マイページから各種情報を入力し、必要書類を添付

必要書類

- (様式等は家賃支援給付金ホームページよりダウンロードできます)
- 個人
- ・2019年の確定申告書第1表の控え
 - ・月別売上の記入がある2019年分の所得税青色申告決算書の控えがある方はその控え
 - ・申請者本人名義の口座通帳の表紙
 - ・申請者本人名義の口座通帳を開いた1・2ページ目
 - ・本人確認書類の写し
- 法人
- ・確定申告書別表1の控え
 - ・法人事業概況説明書の控え
 - ・法人名義の口座通帳の表紙
 - ・法人名義の口座通帳を開いた1・2ページ目

個人・法人共通

- ・申請にもちいる売上が減った月の売上台帳など
- ・賃貸借契約書の写し
- ・直前3ヶ月間の賃料の支払い実績を証明する書類
- ・自署の誓約書

お問合せ先
家賃支援給付金コールセンター
012016531930
【8/31】平日・土日祝8:30～19:00
【9/1】平日・日(土・祝除く)8:30～19:00
※お電話のかけ間違いには十分にご注意ください。

『持続化給付金』説明会を開催

八月十一日夕方六時より建設長崎組合本部において新型コロナウイルス感染症により売上が減少された方



を対象に持続化給付金の説明会を開催しました。コロナウイルスは日常生活はもとより仕事にも大きな影響を与え続けている状況であり、国や県、市での補助金や支援金など様々な制度があります。今回はその中でも問い合わせの多い持続化給付金の電子申請の方法や必要書類等の確認、申請サポート会場の利用についてなどを組合員さんにお伝えしました。今後も何かご不明な事があれば所属支部等にお問い合わせください。

事業所健診の健診結果をご提供下さい

組合では、加入者の医療費や介護費用の負担を抑えるため、特定健診（メタボ健診）や人間ドックを実施しています。

特に特定健診については、受診者を増やすよう国の指導を受けており、組合では様々な機会や広報を通じて受診勧奨に努めています。

つきましては、事業所（職場）健診を受診した方で、その健診結果の写しを組合に提供いただくことで特定健診の受診者として健診受診率のアップにつながります。

各事業所におかれては、事業所健診を実施され、受診者の中に当組合の加入者の方がおられましたら、その加入者の方に係る健診結果の写しを組合にご提供いただきますようお願い致します。



■ 1. 対象とする事業所健診

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に実施する健診。

※既に当該年度分の健診結果をご提供済の事業主様には何卒ご容赦願います。

■ 2. 対象者

1. の事業所健診を受診された方で当組合に加入している40～74歳の方。

■ 3. 健診結果の提供方法

対象者の方で、健診結果を提供いただける方がおられましたら、事前に送付しています質問票をお一人につき一枚を必ず添えて、返信用封筒にてご郵送下さい。

※本件は、法令等に基づき行っているため事業主が健診結果表を提供することは法令違反ではありませんので念のため申し添えます。

新型コロナウイルス感染症の影響により 次の要件を満たす組合員は、保険料を 減免することができます。

☐ 組合員が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより重篤な傷病を負った場合

（※「重篤な傷病」とは1カ月以上の治療を要する場合です。）

→保険料を全額免除

◇減免を受けようとする場合は、所定の申請書に医師の診断書が必要です。詳細につきましては、組合所属支部又は長建国保までお問い合わせ下さい。

■ ■ 熱中症になりにくい体づくり ■ ■

①上手に汗をかける体の準備をしましょう。

- ・日頃からウォーキングなどの運動の習慣をつけることが大切です。
- ・ぬるめのお湯でゆったりと半身浴などをして、汗腺を刺激しましょう。
- ・水分を「早めに」、かつ「こまめに」補給しましょう。のどに渴きを感じる前に水分を摂りましょう。

②十分な栄養と睡眠で体を休めましょう。

- ・夏は暑さのために冷たいものばかりを食べがちですが、体を温め血行を良くする温かい食べ物もしっかり摂りましょう。
- ・睡眠不足は熱中症を起こしやすくなります。寝苦しい夜を快適に過ごす工夫をして、ぐっすり寝ましょう。

③室内の温度・湿度に気をつけましょう。

- ・室内と外気温の差が大きくならないように、エアコンの室温は28度前後に設定しましょう。
- ・部屋に温湿度計を置いて、室内の温度や湿度を確認しましょう。

④筋肉をほぐして、全身のだるさを解消しましょう。

室内と外気温の激しい気温差によって、自律神経が乱れ、全身の筋肉がガチガチに硬くなっています。このかたくなった筋肉のためにだるさを感じています。無理に動かさず、ゆっくりとした運動で筋肉をほぐしましょう。



巡回健診中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、組合員各位の健康と安全を最優先に考慮し、

10月18日(日)時津町北部コミュニティセンター・10月25日(日)中里皆瀬地区公民館で実施予定の巡回健診を**中止**することに致しました。せっかくお申込を頂きながら、誠に申し訳ございませんが、今年度の巡回健診の代替日の予定はございません。何卒ご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。

巡回健診実施日	会場	実施
10／18(日)	時津町北部コミュニティセンター	中止
10／25(日)	中里皆瀬地区公民館	

健康診断の実施について

●40歳以上の方は、各医療機関で受診可能です。

各医療機関で基本検査項目が受診可能ですので、特定健診受診券（ピンク色）をお持ちの方は事前に医療機関へご予約のお電話お願い致します。基本検査費用は**無料**です。

検査項目：身長・体重・腹囲・採血・尿検査：医師の診断により、貧血・心電図・眼底・血糖クレアチニン

●35歳以上の方につきましては、人間ドックのお申込みが可能です

お手続き方法：各組合窓口でお申込み下さい。

年齢	日帰りドック	一泊二日
35歳以上	○（自己負担7,000円）	×
40歳以上	○（自己負担7,000円）	○（自己負担18,000円）

検査項目：身長・体重・腹囲・採血・尿検査・検便・心電図・胸部X線・胃内視鏡検査

※子宮がん・乳がん（※実施不可の医療機関あり）一泊二日の場合、血糖値の検査項目が追加です。

オプション：大腸内視鏡検査可能な医療機関があります（追加料金あり）



●34歳未満の方は個人検診が受診可能です

34歳未満の方は、特定健診・人間ドックお申込みは**不可**となります。

各医療機関で個人健診が受診可能ですので、事前に医療機関へお問合せお願い致します。検査料金につきましては、各医療機関によって異なりますので、ご注意ください。（※自費診療）

大まかな検査項目：身長・体重・腹囲・採血・尿検査（心電図・胸部X線検査）

※健診を受診するにあたっての注意事項

- ① 受診予定日より最低2週間長崎県内に滞在している者
- ② 受診予定日より最低2週間、コロナウイルス感染疑いのある症状（風邪症状、呼吸器症状、発熱など）がない者
- ③ コロナウイルス感染者あるいは疑いがある者との濃厚接触が疑われない者
- ④ 7月以降に長崎みなとメディカルセンターに通院履歴がない者

◆上記以外の方は、事前に受診予定の医療機関へお電話でご相談下さい。

（算定基礎届に伴う健康保険・厚生年金保険被保険者） 標準報酬決定通知書写しの送付依頼について

法人事業所等における健康保険適用除外承認者につきましては、対象の事業所より提出されました適用除外承認証にて確認し、その後の退職等の変動については、資格喪失届及び事業所変更届にて処理していますが、一部の事業所においては既に退職したにも関わらず未だ在職のまま適用除外承認者として登録されている事業所も見受けられます。

当組合では、厚生労働省及び長崎県の指導により、事業所内における適用除外承認者数の現状把握が義務付けられているため、年に1度所轄の年金事務所が実施する「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」（以下「算定基礎届」という。）の提出時期に合わせて各事業所内の状況等につきましてご報告をお願いしているところです。

対象の事業所におかれては、本年7月に年金事務所に対して算定基礎届を提出されたことと存じます。年金事務所では、提出された算定基礎届に基づき新しい報酬月額を決定し、各事業所宛に対して「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」（以下「決定通知書」という。）を送付します。

つきましては、年金事務所より送付されます決定通知書、及び8～9月に提出予定の「月額変更届」（該当者がある場合のみ）の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写しを当組合まで提出いただきますようお願い致します。